

第38回全国自治体職員サッカー選手権大会三重県大会

大会要項

- 1 期 日 平成20年4月20日(日)・26日(土)
(予備日 4月27日(日))
- 2 主 催 社団法人三重県サッカー協会
- 3 主 管 三重県自治体職員サッカー連盟、三重県庁
- 4 会 場 三重県営鈴鹿スポーツガーデン
(三重県鈴鹿市御薊町1669)
- 5 参加資格

(財)日本サッカー協会に選手登録されている県及び市町村職員(正規職員に限る)のみをもって構成されたチームであって、次の資格を有するものに限る。

(1) 1自治体1チームとする。従って、1自治体に複数チームが存在する場合は、当該自治体の中で予選を行い、その勝ちチームを代表とするか、または各チームから選抜した選手で代表チームを構成することができる。

ただし、(財)日本サッカー協会に加盟登録されている他のチームに登録されている選手であっても、当該自治体職員の身分を有するものであれば、5名以内限り、参加させることができる。

(2) 申込までに日本サッカー協会登録が完了していること。

※ 資格確認のため、Web登録(写)を申込書とともに提出すること。
- 6 参加料 20,000円(事前に指定された口座に振り込むこと)

※ 参加料以外に「全国自治体職員サッカー連盟会費」5,000円と「東海自治体職員サッカー連盟会費」1,000円が必要です。
- 7 競技方法

(1) 試合時間は70分、インターバルは10分とする。

(2) 選手登録に制限は設けない。

(3) 選手交代は7名登録中5名以内とする。

(4) 累積警告2回で次の1試合は出場停止とする。退場者は次の1試合を出場停止とする。

(5) 県予選において累積2枚の警告者及び県予選最終戦での退場者は、東海予選の第1試合を出場停止とする。

(6) 他の競技規則は、本年度日本サッカー協会制定の規則による。
- 8 監督者会議 1日目(4月20日)8時30分から監督者会議を行う。
- 9 その他

(1) ユニホームは登録したものを着用し、別に異色のユニホームを用意すること。色については、当該チームで協議すること。

(2) 平成20年度日本サッカー協会選手登録証を持参すること。

(3) 追加登録は、監督者会議時まで受け付けるが、同時にWeb登録(写)を添付すること。

(4) ボールは各チーム持ちよりとする。

- (5) ケガ防止のため、選手は必ずレガースを着用すること。
- (6) 試合を行っていないチームが副審及び予備審(各チーム1名)を担当すること。また、審判は有資格者(4級以上)とする。
- (7) この予選の1位及び2位が三重県代表として東海大会に出場する。
- (8) 大会の当番は、「県庁(H20年度)⇒松阪市⇒伊勢市⇒鈴鹿市⇒伊賀市」とする。

10 組み合わせ・時間

	① 松阪市	② 伊賀市	③ 伊勢市	④ 県庁	⑤ 鈴鹿市	勝点	得点	失点	得失 点差	順位
①松阪市										
②伊賀市										
③伊勢市										
④県庁										
⑤鈴鹿市										

勝点：勝ち＝3点、引き分け＝1点、負け＝0点

◎4月20日(日)

- ・第1試合 ①(松阪市) VS ②(伊賀市) 9:30～ 副審：④⑤ 予備審：③
- ・第2試合 ③(伊勢市) VS ④(県庁) 11:00～ 副審：①② 予備審：⑤
- ・第3試合 ①(松阪市) VS ⑤(鈴鹿市) 12:30～ 副審：③④ 予備審：②
- ・第4試合 ②(伊賀市) VS ③(伊勢市) 14:00～ 副審：①⑤ 予備審：④
- ・第5試合 ④(県庁) VS ⑤(鈴鹿市) 15:30～ 副審：②③ 予備審：①

◎4月26日(土)

- ・第1試合 ①(松阪市) VS ③(伊勢市) 9:30～ 副審：②⑤ 予備審：④
- ・第2試合 ②(伊賀市) VS ④(県庁) 11:00～ 副審：①③ 予備審：⑤
- ・第3試合 ③(伊勢市) VS ⑤(鈴鹿市) 12:30～ 副審：②④ 予備審：①
- ・第4試合 ①(松阪市) VS ④(県庁) 14:00～ 副審：③⑤ 予備審：②
- ・第5試合 ②(伊賀市) VS ⑤(鈴鹿市) 15:30～ 副審：①④ 予備審：③

※ 平成19年度の結果により、組み合わせ表番号を選択できることとする。
鈴鹿市→伊賀市→県庁→伊勢市→松阪市

- 11 順位の決定 勝点の多いチーム順に順位を決定するものとし、勝点と同じ場合は以下の順序により決定する。
- ① 得失点差の多いチーム
 - ② 得点の多いチーム
 - ③ 直接対決の結果
 - ④ 抽選